

快適トイレの設置に関する実施要領

(目的)

第1条 建設業においては、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の普及促進に向けた取組を実施する。この要領は、快適トイレの設置に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、予定価格2千万円以上の土木工事とする。ただし、現場環境改善費の計上が認められていない災害復旧工事や設置期間の短い舗装修繕工事等は除く。
2 快適トイレの設置は、受注者の判断によるものとする。

(実施方法)

第3条 監督職員は、特記仕様書に快適トイレの対象工事である旨を別紙1のとおり記載すること。

2 受注者が快適トイレを設置した場合は、通常の仮設トイレ（10,000円/月）との差額として、1基あたり51,000円/月を上限に、設計変更で対応する。なお、一月に満たない端数日分は、日割りで計算することとする。

3 設計変更の対象となる快適トイレは1現場1基までとする。ただし、男女別にする場合には1現場2基までとする。なお、工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、設計変更の対象としない。

4 設計変更する場合は、共通仮設費の「営繕費」に積み上げる。

運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、前項の規定より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、個々の施工箇所で計上できるものとする。

5 監督職員は、別紙チェックシートにより、快適トイレの仕様を満たしているか現場で確認すること。

6 受注者が快適トイレを設置した場合は、受注者に快適トイレに係る支出実態のわかる資料を提出させること。

(その他)

第4条 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、技術管理課と協議すること。

附 則

この要領は、平成29年8月17日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年8月3日から施行する。

この要領は、令和6年7月11日から施行する。